

# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 19 日 (水) 号外第22号

毎週火・金曜日発行

			目	次	
			P	IV.	
$\Diamond$	告	示	県立自然公園の区域の変更(176)(緑豊かな自然	課)・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
			県立自然公園の公園計画の変更 (177) (〃)・・・		2
			農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (178) (	経営支援課)・・・・・・・・・・・・・・	3
			漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (179) (2	水産課)・・・・・・・・・・・・・・・	3
			漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(	(180) (") • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
			漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (181)	$(n) \cdot \cdot$	4
l					

# 示

## 鳥取県告示第176号

鳥取県立自然公園条例(昭和38年鳥取県条例第2号)第5条において準用する同条例第4条第1項の規定に基 づき、次のとおり県立自然公園の区域を変更したので、同条例第5条において準用する同条例第4条第2項の規 定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課及び中部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて縦 覧に供する。

平成26年3月19日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 区域を変更する県立自然公園の名称
- 三朝東郷湖県立自然公園
- 2 変更に係る県立自然公園の区域

削除する区域

東伯郡三朝町大字三徳の一部

東伯郡三朝町内国有林鳥取森林管理署507林班の全部及び506林班の一部

#### 鳥取県告示第177号

鳥取県立自然公園条例(昭和38年鳥取県条例第2号)第7条において準用する同条例第6条第1項の規定に基 づき、三朝東郷湖県立自然公園の公園計画を変更したので、同条例第7条において準用する同条例第6条第2項 の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成26年3月19日

鳥取県知事 平 井 治

1 保護規制計画

変更に係る特別地域の区域

削除する区域

第1種特別地域

東伯郡三朝町大字三徳の一部

東伯郡三朝町内国有林鳥取森林管理署507林班の一部

第2種特別地域

東伯郡三朝町大字三徳の一部

東伯郡三朝町内国有林鳥取森林管理署506林班及び507林班の各一部

2 利用施設計画

道路

歩道

次の歩道を削除する。

路線名 三徳山探勝線

区 間 起点 東伯郡三朝町大字三徳(歩道起点) 終点 東伯郡三朝町大字神倉(歩道終点) 次の歩道を追加する。

路線名 三徳山登山線

区 間 起点 東伯郡三朝町大字神倉(歩道起点)

終点 東伯郡三朝町大字三徳(歩道終点)

# 鳥取県告示第178号

平成23年鳥取県告示第496号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成26年3月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第4条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例に よる。

平成26年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前								
1 略		1	1 略								
2 規則第3条第2項の利子補給率	「五ルナフカ	2	305/43/4 - 3143/4 - 31 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
利子補給率を上乗せする資金 略	上乗せする率		利子補給率を上乗せする資金 略	上乗せする率							
規則別表第1号、第5号又は第	年0.225パー		規則別表第1号、第5号又は第	年 0.225パー							
8号に掲げる資金(償還期限が 7年を超え <u>9年</u> 以内であるもの	セント		8号に掲げる資金(償還期限が 7年を超え <u>8年</u> 以内であるもの	セント							
に限る。) のうち市町村が年			に限る。) のうち市町村が年								
0.225パーセントの割合で利子 補給金を交付するもの			0.225パーセントの割合で利子 補給金を交付するもの								
規則別表第1号、第5号又は第	年0.275パー	ļ	規則別表第1号、第5号又は第	年 0. 275 パー							
8号に掲げる資金(償還期限が	セント		8号に掲げる資金(償還期限が	,							
<u>9年</u> を超え10年以内であるもの			8年を超え10年以内であるもの								
に限る。) のうち市町村が年			に限る。)のうち市町村が年								
0.275パーセントの割合で利子			0.275パーセントの割合で利子								
補給金を交付するもの			補給金を交付するもの								
略			略								
規則別表第1号、第5号又は第	年 0.50 パー		規則別表第1号、第5号又は第	年0.45パーセ							
8号に掲げる資金のうち市町村	セント		8号に掲げる資金のうち市町村	<u>ント</u>							
が <u>年0.50パーセント</u> の割合で利			が <u>年0.45パーセント</u> の割合で利								
子補給金を交付するもの			子補給金を交付するもの								

### 鳥取県告示第179号

平成23年鳥取県告示第497号 (漁業近代化資金の利子補給率について) の一部を次のように改正する。

平成26年3月19日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年鳥取県規則第61号)第3条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例に よる。

平成26年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前								
1 略				1	略								
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率				2	規則第2条第2項の規定によ	り上乗せする率							
	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率			利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率							
	規則別表第3号又は第4号に	年0.50パーセ			規則別表第3号又は第4号に	年0.45パーセ							
	掲げる資金のうち当該資金を	ント			掲げる資金のうち当該資金を	<u>ント</u>							
	借り受けた者の所在地を所管				借り受けた者の所在地を所管								
	する市町村が <u>年0.50パーセン</u>				する市町村が <u>年0.45パーセン</u>								
	<u>ト</u> の割合で利子補給金を交付				<u>ト</u> の割合で利子補給金を交付								
	するもの				するもの								

# 鳥取県告示第180号

平成8年鳥取県告示第251号 (漁業経営維持安定資金の貸付利率等について) の一部を次のように改正する。 平成26年3月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成26年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正	改正前								
貸付利率 <u>年1.0パーセント</u>	利子補給率				利 率 - <u>セント</u>	利子略	補給率		

### 鳥取県告示第181号

平成8年鳥取県告示第252号 (漁業経営安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。 平成26年3月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成26年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改正前									
資 金 の 種 類 貸 付 利 率	利子補給率		資	金	の	種	順	貸	付	利	率	利子補給率	
規則別表第3号の資金 年1.0パーセント	略		規則別	表第	第3号	・の資金		年 0.	90 パー	ーセン	<u>۲</u>	略	
規則別表第7号の資金 年1.625パーセント	略		規則別表第7号の資金					年 1.525 パーセント				略	
そ の 他 の 資 金 年1.0パーセント	略		その他の資金					年 0.90 パーセント 略				略	